

令和3年4月21日

井口直美殿

吹田市議会議員団 大阪維新の会・吹田

代表 高村 将敏



## 処分通知書

団則第14条の定めにより、貴殿を下記のとおり厳重注意処分に付します。

### 記

#### 1. 該当事由

令和3年2月吹田市議会本会議において、貴殿は当議員団にかかる件について事実と異なる不適切な発言を行った。これにより議会および市民に誤解を招くこととなり、当議員団の品位は毀損することとなった。

#### 2. 注意事項

- 1) 今回の不適切な発言にかかる責を負い事態の収束に努めること
- 2) 今後は団員としての発言は、議員団としての規律に適うことが事前に確認された件に限ること
- 3) 綱紀の保持に努め、議員団運営に相応の配慮されること

以上